

泉佐野市ふるさと創生事業助成金交付要綱

泉佐野市観光協会

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさと創生事業に対する助成金の交付について必要な事項を定め、泉佐野市（以下「市」という。）に古くから伝わる伝統文化として執り行われる行事（以下「伝統文化行事」という。）を継承して実施している団体に対し、その継承に要する経費の一部を助成することで、将来にわたり伝統文化行事が継承され、活力あるコミュニティを維持・発展することにより、まちの活性化を図るとともに、地域住民が自らの地域の魅力を発信することで、観光による集客力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会 市内にある町単位又は自治会単位で活動するコミュニティ組織のうち、当該組織が活動するにあたっての規約等が定められているものをいう。
- (2) 山車 だんじり・太鼓台・神輿等で、祭礼の際に引いたり担いだりする出し物をいう。

(助成対象団体)

第3条 この要綱による助成を受けることができる団体（以下「助成対象団体」という。）は、市内の各町会及びその連合会（以下「町会等」という。）とする。また、町会等が複数で構成される場合は、当該事業を主として執り行う町会等とする。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、町会等が行う各別表に掲げる事業とする。ただし、次の各号に掲げるものに該当する場合は助成の対象としない。

- (1) 過去に市又は泉佐野市観光協会（以下「観光協会」という。）から交付を受けた助成金の使途が不適切であった助成対象団体が行うもの
- (2) 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号から第3号の規定に該当する者が役員を務める助成対象団体が行うもの
- (3) 社会通念上、公序良俗に反するもの
- (4) 助成対象団体以外の者を排除しているもの（特段の理由がある場合を除く。）
- (5) 他の補助金等の交付を受けているもの

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象団体が行う助成対象事業の実施に必要な経費とし、各別表に掲げる内容に応じて予算の範囲内において会長が定める額とする。

- 2 前項の規定に関わらず、会長が不適切と認めるものについては、その一部又は全部を助成対象事業の経費から除外することができる。
- 3 前2項の規定による助成額に1万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする町会等は、助成対象事業を行う30日前までに、ふるさと創生事業助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して会長に申請しなければならない。なお、別表2に掲げる事業については、次の2号を省略することができる。

- (1) 事業計画書及び資金計画書
- (2) 見積書及び契約書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、ふるさと創生事業助成金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により町会等に通知する。

(事業の変更又は中止)

第8条 助成金の交付の決定を受けた町会等（以下「助成団体」という。）は、助成対象事業の内容を変更しようとするときは、ふるさと創生事業助成金交付変更承認申請書（様式第3号）により会長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があった場合において、助成対象事業の内容の変更を承認したときは、速やかに助成団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 助成団体は、助成対象事業が完了したとき又は助成対象事業を中止したときは、事業完了の日から60日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、ふるさと創生事業助成金実績報告書（様式第4号）により会長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書
- (2) 領収書又は請求書及び支払いを証する書類の写し
- (3) 第5条第2号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

(助成金の額の確定)

第10条 会長は、前条の規定による報告があったときは、交付の決定をした助成金の額を限度として、助成金の額を確定し、ふるさと創生事業助成金確定通知書（様式第5号）により助成団体に通知する。

(請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた助成団体は、ふるさと創生事業助成金交付請求書（様式第6号）により会長に助成金の交付を請求することができる。

(交付)

第12条 会長は、前条の規定による請求があったときは、確定した助成金の全額を一括して交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 会長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、助成団体にその返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、助成金の交付が適当でないと会長が認めるとき

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

(新調等についての特例)

第2条 平成30年4月1日から施行日までの間に、助成対象事業を開始もしくは完了している助成対象団体についても、要綱第6条に規定する交付申請を行うことができるものとする。この場合において、助成対象団体は、施行日から60日以内に交付申請書を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

事業内容	対象経費	対象事業費	助成率	助成限度額
山車新調	・山車の新調に要する経費 手数料、委託料、工事請負費、原材料費、備品購入費、引き渡しのための運搬費、その他これらに付随する費目 (ただし、消耗品費は除く。)	—	10 分の 1	300 万円
山車購入	・山車の購入に要する経費 手数料、委託料、工事請負費、原材料費、備品購入費、引き渡しのための運搬費、その他これらに付随する費目 (ただし、消耗品費は除く。)	—	10 分の 1	150 万円
山車修繕	・山車の修繕に要する経費 手数料、委託料、工事請負費、原材料費、備品購入費、修繕のための運搬費、その他これらに付随する費目 (ただし、消耗品費は除く。)	1 事業 200 万円以上	10 分の 1	150 万円
子どもだんじりの新調、 購入又は修繕	・子どもだんじりの新調、購入又は修繕に要する経費 手数料、委託料、工事請負費、原材料費、備品購入費、引き渡し又は修繕のための運搬費、その他これらに付随する費目 (ただし、消耗品費は除く。)	1 事業 20 万円以上	5 分の 1	30 万円

消耗品費とは…耐用年数が 1 年未満のもの

子どもだんじりとは…主に 18 歳未満の児童を対象とし、歩いて曳行するだんじりをいう

別表 2 (第 5 条関係)

事業内容	助成対象	助成率	助成額
盆踊り	・郷土芸能を用いた夏祭りの催行	2 分の 1	10 万円
祭礼の催行 (試験曳きを含む)	①伝統文化行事として町会等で執り行われる、山車を用いた祭礼の催行 ②他の地域では類のない伝統行事であり、地域型日本遺産の構成文化財を用いた祭礼の催行	10 分の 10	祭礼 1 日あたり 1 基 30 万円 (ただし、子どもだんじりについては 1 日分のみを助成対象とする)

上記事業いずれの場合においても、対象経費は当該事業の実施に直接要した経費とする。ただし、懇親会及び交際費、飲食に係る経費 (会議等の湯茶、事業当日の催行に係る人員の弁当代及び熱中症対策のための飲料水の購入費用を除く)、その他社会通念上適当でないと思われる経費は対象外とする。